

ボランティアツアーに関する対応状況

平成29年8月
観光庁観光産業課

- ボランティアツアーについては、ツアーを主催する者が参加者に対して、運送や宿泊のサービス提供に関して責任を持つことになるため、従来、その実施にあたっては、主催者が旅行業の登録を受けるか、旅行業者に委託し、参加者の安全確保を図るよう、東日本大震災後、個別に注意喚起を促してきたところ。
- このように、ボランティアツアーのための旅行業法上の取扱いが限定的であったため、社会福祉協議会、NPO法人からボランティアツアーの催行がしにくいとの指摘がなされていた。
- このため、旅行業法の目的である旅行者の安全・利便性の確保を引き続き図りつつ、緊急性・公益性の高いボランティアツアーを円滑かつ迅速に実施できるよう、現行の旅行業法に抵触せずに運送サービス、宿泊サービスを提供できる方法について検討を行ってきたところ。
- 平成29年7月28日に、ボランティアツアーの円滑な実施のため、一定の要件を満たすケースについては、旅行業法の登録なく実施することが可能である旨の通知を、都道府県宛てに発出した。

＜ボランティアツアーの実施にあたっての要件＞

- ・ ボランティアツアーを実施する地方自治体等は、事前に参加者名簿を作成し、参加者を把握すること
- ・ 被災の規模・状況に応じ、一定期間内の実施であること（期間については、個別の事案ごとに終期を示すこととする）
- ・ 責任者の配置や損害賠償保険への加入により、旅行者の安全確保を確保すること

＜対象となるボランティアツアーの例＞

- ・ 平成29年 九州北部豪雨に関するもの
- ・ 平成29年 秋田の大雨被害に関するもの
- ・ 平成28年 熊本地震に関するもの
- ・ 平成23年 東日本大震災に関するもの（P）



観 産 第 1 7 4 号
平 成 2 9 年 7 月 2 8 日

各都道府県旅行業担当課長殿

観光庁参事官（産業政策担当）



災害時のボランティアツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて（通知）

これまで、ボランティアツアーのための旅行業法上の取扱いが限定的であったため、社会福祉協議会、NPO法人からボランティアツアーの催行がしにくいとの指摘がされてきました。

このため、旅行業法の目的である旅行者の安全・利便性の確保を引き続き図りつつ、緊急性・公益性の高いボランティアツアーを円滑かつ迅速に実施できるよう、現行の旅行業法に抵触せずに運送サービス、宿泊サービスを提供できる方法について、ボランティアに限定して下記のように運用することとします。

記

(1) ボランティアツアーの主催者について

ボランティアツアーの主催者は、発災を受けて組成されたボランティア団体、又は発災を受けて参加者を募集するNPO法人や自治体、大学等とする。

なお、ボランティアツアーを主催するNPO法人や大学等は、事前に参加者名簿を被災又は送り出しの自治体又は社会福祉協議会等準公的団体に提出することとする。また、ボランティアツアーを主催する自治体又は社会福祉協議会等準公的団体も、同様に参加者を把握することとする。

その上で、当該団体がボランティアツアーの募集や料金收受を行った場合でも、日常的な接触のある団体内部での行為とみなし、旅行業法に抵触しないこととする。

また、ボランティアツアーの参加者について、把握済みの会員を対象とするときは、当該団体が発災後一定の期間内にボランティアツアーを繰り返し催行する場合であっても、改めての提出は不要とする。

(2) 適用する期間について

ボランティアツアーにおける旅行の募集に係る運用を適用する期間については、観光庁にて、被災の規模・状況に応じて、後日、適用の終期を示すこととする。

(3) 適用に必要な措置について

本運用においても、旅行業法の趣旨である旅行者の身体的及び財産的安全の保護及び旅行目的が達成されるよう、以下の措置を確保した上で実施することとする。

- ① 旅行の企画・募集の段階から責任を持って遂行できる責任者を置くこと。
- ② 当該責任者は催行しようとする旅行に関する法令について確実な知識を持つこと。
- ③ 当該責任者が旅程が安全面において問題なく、かつ旅行目的を達成していると判断する能力を有すること。
- ④ 旅行中に連絡が取れる責任者を置くこと。
- ⑤ 事故発生時の損害賠償に備えて損害賠償責任保険加入等の措置が取られていること。

なお、各都道府県においては、「ボランティアツアー実施にかかる旅行業法上の取扱いについて」（平成28年5月25日観観産第78号）によらず、遺漏なく取り計らうようお願いいたします。

また、NPOや社会福祉協議会等から災害時のボランティアツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて相談があった場合は、本通知の趣旨を踏まえ、適切な助言を行うとともに、更に懸念がある場合には、観光庁あて確認をお願いいたします。

今回の通知を受けて催行できるボランティアツアーの例

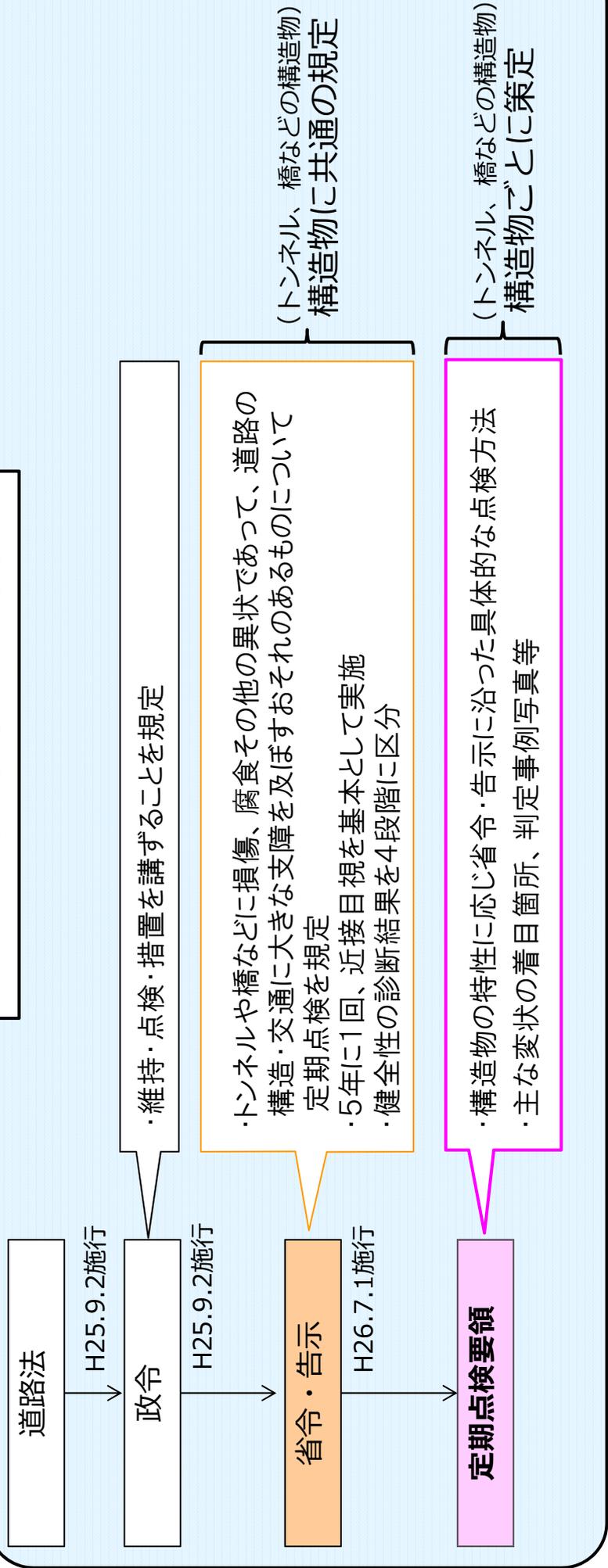
対象の災害	実施予定	参加費／回	形態	主体
東日本大震災	7月28日、 8月25日	5,500円 (会費、昼食、入浴代)	バス移動、宿泊	ボランティア団体
東日本大震災	8月5日 ～7日	31,000円	バス移動、宿泊	NPO法人
東日本大震災	毎週金曜日	9,000円 (バス代)	バス移動、宿泊	一般社団法人

重点番号46:新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法等の見直し(国土交通省)

法定点検に係る基準の体系

- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ (トンネル、橋などの構造物ごと)

法定点検に係る基準の体系



出典：社会資本整備審議会道路分科会「第5回道路メンテナンス技術小委員会」資料3

法定点検の実施状況

【点検】 橋梁・トンネル等について、5年に1度、近接目視による全数監視を実施。



【診断】 統一的な尺度で健全性の判定区分を設定し、診断を実施。

※診断結果は、点検・診断時の健全性を評価したものであり、将来に亘ってその状態が維持されることを保証するものではない。

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年3月31日公布、7月1日施行）

トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、同表に掲げる区分に分類

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

効率的なメンテナンスの実現に向けた取組

○「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」で評価された、近接目視を支援する技術を試行的に導入し、点検の効率化に取り組んでいる。

平成26年度検証結果

評価対象（近接目視を代替または支援する技術等）	従来手法による調査精度と同等と評価された技術
12	0

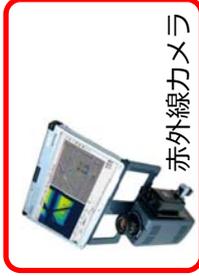
平成27～28年度検証結果

評価対象（近接目視を支援する技術等）	試行的導入に向けた検証を推奨する技術 (I～Ⅲと評価された技術)
21	13

※うち、Iと評価された技術は5技術

- I 試行的導入に向けた検証を推奨する
- II 課題の解決を前提に、試行的導入に向けた検証を推奨する
- III 課題への対応・結果により、試行的導入に向けた検証を推奨する
- IV 今回は十分な検証ができていない

<評価された技術の例>



従来の方法

《橋梁のコンクリートのうき及び剥離》

目視及びハンマーによる打音検査



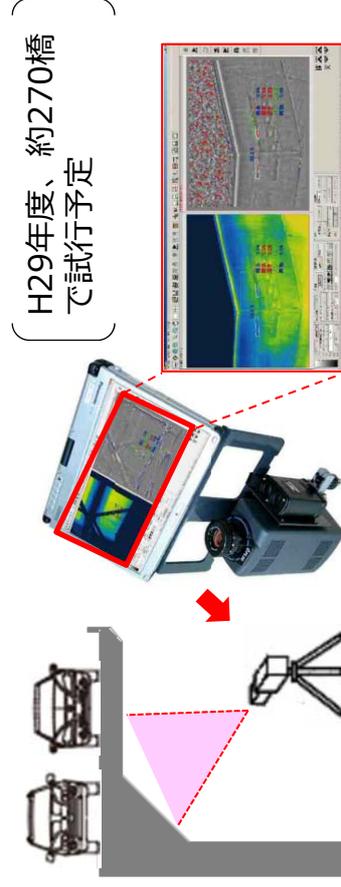
橋梁点検車による点検



新技術を活用した方法

非破壊検査（赤外線調査）によるスクリーニング※

※異常が疑われる箇所に対して打音検査を実施



※ 次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会:社会インフラの点検等に活用可能なロボットの現場検証及び評価を行うことを目的に、国土交通省が平成26年2月に設置。

豊田市、徳島県からの提案についての考え方

- 現在、平成30年度までに一巡する定期点検の結果を踏まえ、老朽化の進行度合い等に関する技術的知見を蓄積しているところ。
- 点検業務の効率化等を目的に、平成26年度より、民間から技術を公募し、現場での検証を実施しているが、現時点では技術者による近接目視の代替が可能と評価できる技術は現れていない。引き続き、新技術の開発動向等を踏まえた検証が必要。